業務体制の概要票(店舗販売業)

店舗の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　年　　月　　日現在

※（　　　）内に該当する数字を、また、結果欄の適、不適又は非該当に○を記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令の内容 | 結　果 |
| 1 | 要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務しているか。 | 適・不適非該当 |
| 2 | 第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師又は登録販売者が勤務しているか。 | 適・不適 |
| 3 | 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、情報の提供又は指導を行うための体制を備えているか。 | 適・不適 |
| 4 | 要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和（　　　　　　　時間）≧要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間）要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所の数並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所の数（　　　　　ヶ所） | 適・不適非該当 |
| 5 | ≧要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　　時間）店舗の開店時間の一週間の総和（　　　　　　　時間）２ | 適・不適非該当 |
| 6 | 要指導医薬品又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和（　　　　　　　時間）要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数（　　　　　　ヶ所）≧要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間）要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　時間） | 適・不適非該当 |
| 7 | ≧要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間）２要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間） | 適・不適非該当 |
| 8 | ≧第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和（　　　　　　時間）２ | 適・不適非該当 |
| 9 | 情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修(特定販売を行う店舗にあっては、特定販売に関する研修を含む。)の実施その他必要な措置が講じられているか。 | 適・不適 |
| 店舗販売業者は次に掲げる事項を講じているか。一　従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備二　要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施三　要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施 | 適・不適 |

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令（抄）

(昭和三十九年二月三日)(厚生省令第三号)

(店舗販売業の業務を行う体制)

一　要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師が勤務していること。

二　第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、又は授与する営業時間内は、常時、当該店舗において薬剤師又は登録販売者が勤務していること。

三　営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内は、医薬品を購入し、若しくは譲り受けようとする者又は医薬品を購入し、若しくは譲り受けた者若しくはこれらの者によつて購入され、若しくは譲り受けられた医薬品を使用する者から相談があつた場合に、法第三十六条の六第四項又は第三十六条の十第五項の規定による情報の提供又は指導を行うための体制を備えていること。

四　当該店舗において、要指導医薬品又は一般用医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師及び登録販売者の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所(薬局等構造設備規則第二条第十一号に規定する情報を提供し、及び指導を行うための設備がある場所をいう。第六号において同じ。)並びに一般用医薬品の情報の提供を行う場所(薬局等構造設備規則第二条第十一号に規定する情報を提供するための設備がある場所をいう。第六号において同じ。)の数で除して得た数が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

五　要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、当該店舗の開店時間の一週間の総和の二分の一以上であること。

六　要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、当該店舗において要指導医薬品又は第一類医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師の週当たり勤務時間数の総和を当該店舗内の要指導医薬品の情報の提供及び指導を行う場所並びに第一類医薬品の情報の提供を行う場所の数で除して得た数が、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和以上であること。

七　要指導医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、要指導医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の一以上であること。

八　第一類医薬品を販売し、又は授与する店舗にあつては、第一類医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和が、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売し、又は授与する開店時間の一週間の総和の二分の一以上であること。

九　法第三十六条の六第一項及び第四項の規定による情報の提供及び指導並びに法第三十六条の十第一項、第三項及び第五項の規定による情報の提供その他の要指導医薬品及び一般用医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理(以下「要指導医薬品等の適正販売等」という。)を確保するため、指針の策定、従事者に対する研修(特定販売を行う店舗にあつては、特定販売に関する研修を含む。)の実施その他必要な措置が講じられていること。

２　前項第九号に掲げる店舗販売業者が講じなければならない措置には、次に掲げる事項を含むものとする。

一　従事者から店舗販売業者への事故報告の体制の整備

二　要指導医薬品等の適正販売等のための業務に関する手順書の作成及び当該手順書に基づく業務の実施

三　要指導医薬品等の適正販売等のために必要となる情報の収集その他要指導医薬品等の適正販売等の確保を目的とした改善のための方策の実施